

足立健康友の会 かばら支部 会則

第1章 総則

第1条 この会は足立健康友の会かばら支部と称します。

第2条 この会の事務所は足立区東和3-4-15 蒲原診療所内におきます。

第2章 目的

第3条 この会は、東都保健医療福祉協議会（病院・診療所・薬局・その他の事業所）（以下、協議会と称す）やその他の医療機関、地域諸団体と共同して、会員や地域の人のいのちと健康を守り、「安心して住み続けられるまちづくり」をめざすことを目的とします。

第3章 事業

第4条 この会は次の事業をおこないます。

会員の健康管理活動をおこないます。

旅行会や文化・サークル活動など会員相互の親睦をはかるとともに、健康増進のため地域ごとに医療・福祉の相談や生活相談をおこないます。

地域の幅広い人々や団体と共同して、平和を守り、医療・福祉・社会保障制度の改善をすすめ、「安心して住み続けられるまちづくり」の運動をすすめます。

地域ごとに協議会の職員等と協力して会員相互の助け合いの活動をすすめます。

協議会や民医連の医療福祉の活動を広く紹介し、地域の人々の要求に応える施設の拡充及び法人債や協同基金に協力します。

会員や利用者の立場にたって、協議会等の医療・福祉の活動について意見を述べます。

「いつでも元気」は、民医連と共同組織が協力してつくる医療・介護雑誌です。

班会や懇談会などで全国の経験を学びましょう。普及につとめます。

その他、機関紙の発行など、会の目的達成に必要な活動をおこないます。

第4章 支部の組織

第5条 この会の趣旨に賛同し、入会を申し込み、会費を納入した個人をもって会員とします。会費は年700円とします。

第6条 この支部は足立区の東部地域等に居住する会員をもって構成し、足立健康友の会のかばら支部とします。

第7条 会員の居住する地域や要求にもとづいて班をおきます。

第5章 支部の運営

第8条 この支部を運営するために次の機関をおきます。

支部総会

支部役員会

事務局・組織部をおきます。その他必要に応じて部または専門委員会をおくことができます。

第9条 支部総会は年1回支部長が招集し、支部の方針と予算をたて、決算を承認し、役員を選出及び会則の変更等重要な事項を決定します。必要に応じ臨時の総会を招集することができます。また、会員の3分の1の要請で臨時総会を開くことができます。

第10条 支部役員会、第11条第1項で定める役員で構成し、原則として月1回以上開催し支部の運営を執行します。会の目的を達成するために協議会の担当職員と共同で開催することができます。

第11条 1. 支部に次の役員をおきます。

支部長

副支部長 若干名

事務局長

事務局次長 若干名

会計

支部役員 30名以内

なお、副支部長のなかから支部長代行をおくことができます。

2. 会計監査2名をおき、任期は1年とします。

3. 総会の承認を得て、会長代行及び顧問をおくことができます。

4. 役員の任期は1年とします。なお、再選はさまたげません。

第6章 支部の財政

第12条 1. 支部の財政は、会費と寄付金、事業活動でまかない、会計

年度は毎年4月1日から翌年3月31日までします。

2．会費700円のうち500円を支部運営費、200円を足立健康友の会の運営費とします。

3．財政の執行は、別途役員会で定める「足立健康友の会かばら支部財政処理規定」によって行う。

第7章 民医連と協議会の共同組織およびその他

第13条 会は足立健康友の会を通して東都保健医療福祉協議会友の会連絡協議会に加入し共同を深めます。

第14条 この会則にない事項は支部役員会で決定し、支部総会に報告します。

第15条 この会則は2012年4月23日より施行します。